

3 生活保護事業

1 概況

(1) 生活保護制度とは

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした、生活保護法による制度です。

(2) 本市の保護動向

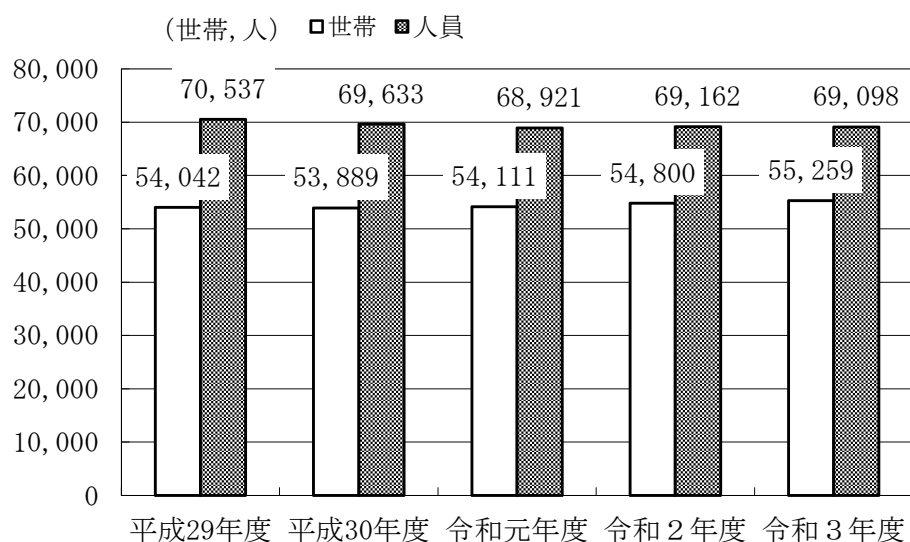
令和 4 年 3 月時点の保護受給状況は、55,259 世帯（対前年同月比 100.8%）、69,098 人（同 99.9%）、保護率 1.83%（人口に占める保護受給者の割合）です。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和 2 年 4 月から 6 月には、生活保護の相談・申請件数が急増し、それに伴い生活保護受給世帯数も増加しました。それ以降は、住居確保給付金や社会福祉協議会における緊急小口資金、総合支援資金等の支援策が拡充されたこと等の効果もあり、受給世帯数は大きく増加することはなく、微増傾向で推移してきました。

(3) 被保護者数の推移

(各年度3月分)

年 度	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
平成29年度	1,673,511	3,729,729	54,042	70,537	3.23	1.89
平成30年度	1,692,222	3,738,419	53,889	69,633	3.18	1.86
令和元年度	1,713,760	3,748,386	54,111	68,921	3.16	1.84
令和2年度	1,731,071	3,757,630	54,800	69,162	3.17	1.84
令和3年度	1,761,011	3,766,056	55,259	69,098	3.13	1.83

被保護者数の推移



(4) 被保護者数の月別推移

(令和3年度)

年 月	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
令和3年 4月	1,762,920	3,776,146	54,806	68,847	3.11	1.82
3年 5月	1,767,339	3,780,273	54,870	68,851	3.10	1.82
3年 6月	1,768,021	3,779,890	54,979	68,945	3.11	1.82
3年 7月	1,768,627	3,779,391	55,002	68,903	3.11	1.82
3年 8月	1,768,776	3,778,876	55,004	68,864	3.11	1.82
3年 9月	1,768,631	3,778,263	55,085	68,954	3.11	1.83
3年10月	1,767,526	3,776,179	55,099	68,959	3.12	1.83
3年11月	1,767,962	3,775,763	55,195	69,042	3.12	1.83
3年12月	1,767,422	3,773,982	55,205	69,045	3.12	1.83
4年 1月	1,766,617	3,772,029	55,207	68,990	3.13	1.83
4年 2月	1,764,924	3,768,902	55,130	68,926	3.12	1.83
4年 3月	1,746,011	3,766,056	55,259	69,098	3.13	1.83

(停止中を含む)

(5) 福祉保健センター別被保護者数

(令和4年3月分)

福祉保健センター	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
鶴 見	141,771	293,724	5,268	6,778	3.72	2.31
神奈川	127,585	246,116	3,066	3,694	2.40	1.50
西	56,341	104,327	1,492	1,783	2.65	1.71
中	82,891	151,165	8,339	8,962	10.06	5.93
南	100,945	195,602	6,141	7,443	6.08	3.81
港 南	94,869	213,779	2,432	3,280	2.56	1.53
保土ヶ谷	97,635	206,013	3,037	3,932	3.11	1.91
旭	106,932	244,701	3,586	4,790	3.35	1.96
磯 子	77,700	166,435	2,366	3,017	3.05	1.81
金 沢	88,980	197,556	1,735	2,377	1.95	1.20
港 北	173,189	356,368	2,857	3,438	1.65	0.96
緑	78,981	182,899	2,120	2,976	2.68	1.63
青 葉	130,956	311,442	1,890	2,445	1.44	0.79
都 筑	84,888	213,167	1,195	1,604	1.41	0.75
戸 塚	120,737	281,141	2,894	3,889	2.40	1.38
栄	51,970	119,643	1,282	1,677	2.47	1.40
泉	62,946	151,855	2,375	3,136	3.77	2.07
瀬 谷	51,755	121,697	2,725	3,941	5.27	3.24
総 計	1,731,071	3,757,630	54,800	69,162	3.17	1.84

(停止中を含む)

(6) 福祉保健センター別の扶助別被保護世帯

(令和4年3月分)

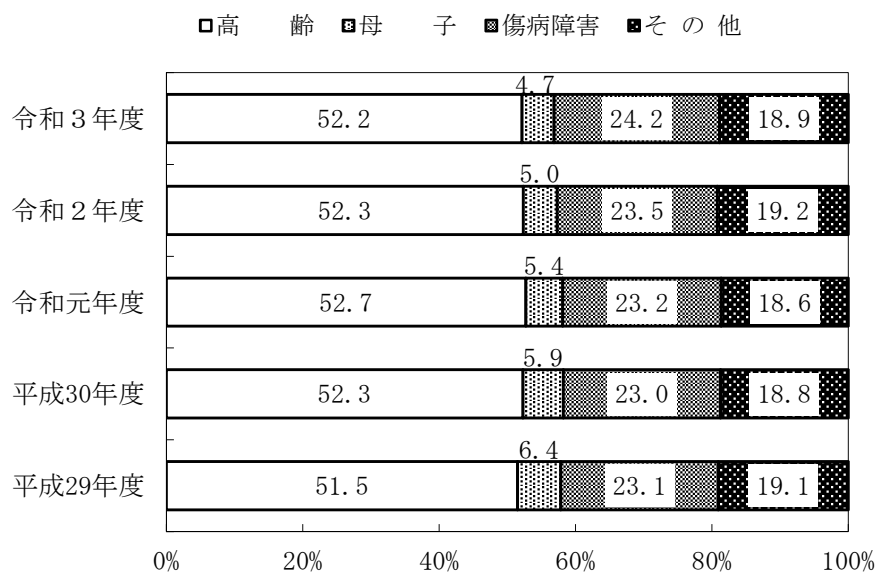
福祉保健センター	保護 実世帯数	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
鶴見	5,255	4,644	4,710	308	1,212	4,870	0	177	20
神奈川	3,060	2,628	2,680	96	761	2,842	0	60	14
西	1,491	1,317	1,322	43	343	1,369	0	23	11
中	8,312	7,576	7,757	107	1,735	7,414	1	54	43
南	6,134	5,448	5,593	266	1,252	5,687	0	149	21
港南	2,429	2,141	2,156	168	518	2,281	0	90	10
保土ヶ谷	3,032	2,715	2,732	143	700	2,828	0	90	13
旭	3,579	3,157	3,213	220	859	3,312	0	132	23
磯子	2,363	2,085	2,117	113	543	2,171	0	76	6
金沢	1,729	1,538	1,536	127	395	1,598	0	72	7
港北	2,850	2,535	2,564	106	596	2,578	0	56	19
緑	2,118	1,830	1,913	166	536	1,988	0	94	4
青葉	1,889	1,665	1,737	95	402	1,742	0	76	10
都筑	1,195	1,036	1,082	85	333	1,110	0	58	9
戸塚	2,887	2,586	2,578	192	714	2,721	0	123	18
栄	1,279	1,097	1,159	63	303	1,187	0	39	6
泉	2,372	2,120	2,166	145	663	2,218	0	92	12
瀬谷	2,723	2,435	2,521	225	674	2,553	0	143	20
総計	54,697	48,553	49,536	2,668	12,539	50,469	1	1,604	266

(7) 世帯類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	単身世帯			2人以上の世帯				合 計
	高 齢	傷病障害	そ の 他	高 齢	母 子	傷病障害	そ の 他	
平成29年度	25,335	10,672	6,838	2,431	3,427	1,766	3,444	53,913
平成30年度	25,711	10,708	6,715	2,406	3,195	1,674	3,372	53,781
令和元年度	26,095	10,955	6,785	2,377	2,923	1,600	3,281	54,016
令和2年度	26,270	11,245	7,182	2,350	2,729	1,606	3,315	54,697
令和3年度	26,428	11,769	7,218	2,348	2,592	1,604	3,199	55,158

被保護世帯の世帯類型別比率



(8) 労働力類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	働いている 者がいない 世帯	合 計
	常用勤労者	日雇労働者	内職者	その他就業者			
平成 29 年度	7,386	373	745	629	1,447	43,333	53,913
平成 30 年度	7,226	329	727	651	1,365	43,483	53,781
令和元年度	7,078	279	708	654	1,278	44,019	54,016
令和 2 年度	6,666	234	743	621	1,201	45,232	54,697
令和 3 年度	6,628	256	722	631	1,176	45,745	55,158

(9) 開始・廃止件数の推移

(各年度延)

年 度	開 始		廃 止	
	世帯数	人 員	世帯数	人 員
平成 29 年度	8,233	10,654	7,933	9,917
平成 30 年度	7,640	9,766	7,758	9,596
令和元年度	7,754	9,691	7,613	9,490
令和 2 年度	8,107	10,082	7,356	8,796
令和 3 年度	8,208	10,329	7,828	9,350

(10) 生活保護費支出状況

(令和3年度) (単位:円)

	総 額	扶 助 の 内 容					
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	そ の 他
総 計	127,296,764,349	38,092,876,982	28,134,860,109	320,798,508	3,393,955,850	55,062,030,958	2,292,241,942
健 康 福 祉 局	57,544,416,438	0	0	0	3,376,146,811	54,168,269,627	0
鶴 見	6,901,390,835	3,682,118,966	2,859,648,044	34,629,076	2,330,793	75,632,337	247,031,619
神 奈 川	3,687,914,231	1,971,148,123	1,508,220,501	10,962,844	1,059,933	49,534,320	146,988,510
西	1,895,557,156	1,038,369,863	751,305,536	5,548,638	558,360	21,576,115	78,198,644
中	11,456,708,986	6,003,280,010	5,010,765,212	13,833,334	1,507,276	93,456,721	333,866,433
南	8,149,755,228	4,392,848,137	3,383,201,243	28,184,034	1,805,741	94,770,836	248,945,237
港 南	2,959,429,017	1,663,660,184	1,101,090,544	21,245,532	621,294	48,626,145	124,185,318
保 土 ヶ 谷	3,699,608,792	2,136,496,416	1,374,681,056	16,283,241	532,956	54,138,443	117,476,680
旭	4,329,942,772	2,456,518,585	1,633,748,065	28,033,300	1,502,230	62,132,733	148,007,859
磯 子	2,971,901,257	1,630,365,941	1,164,210,039	13,001,572	414,329	38,718,722	125,190,654
金 沢	2,112,987,685	1,179,085,372	808,570,286	17,663,891	1,355,224	27,242,973	79,069,939
港 北	3,661,295,407	1,963,919,861	1,534,632,057	11,723,440	325,267	56,528,863	94,165,919
緑	2,589,876,766	1,422,975,740	1,026,350,946	19,913,002	1,061,432	36,824,010	82,751,636
青 葉	2,488,273,709	1,279,783,787	1,096,189,368	12,451,042	483,690	33,838,819	65,527,003
都 筑	1,387,877,917	764,333,827	547,096,397	10,150,355	821,368	24,404,373	41,071,597
戸 塚	3,636,983,685	2,103,245,560	1,340,118,035	22,768,016	1,834,946	55,311,535	113,705,593
栄	1,527,570,346	799,812,185	649,427,492	7,204,437	364,745	20,565,436	50,196,051
泉	2,814,194,595	1,621,871,553	1,031,275,878	19,107,233	189,726	44,398,932	97,351,273
瀬 谷	3,481,079,527	1,983,042,872	1,314,329,410	28,095,521	1,039,729	56,060,018	98,511,977
区 計	69,752,347,911	38,092,876,982	28,134,860,109	320,798,508	17,809,039	893,761,331	2,292,241,942

2 保護施設

生活保護法による保護施設は救護施設3か所、更生施設3か所、医療保護施設2か所で、その状況は次のとおりです。

(1) 生活保護法による保護施設の入所状況

(令和4年3月末現在)

	施設名	設置主体	所在地	定員	現在員	被保護者数
救護施設	横浜市浦舟園	横浜市	南区浦舟町3-46	100	99	98
	清明の郷	(福)横浜社会福祉協会	南区中村町5-315	190	188	187
	岡野福祉会館	(福)恩賜財団神奈川県同胞援護会	西区岡野2-15-6	130	130	124
更生施設	横浜市中心浩生館	横浜市	南区中村町3-211	68	50	41
	甲突寮	(福)幼年保護会	磯子区丸山1-19-20	50	47	38
	民衆館	(福)横浜愛隣会	南区睦町1-27	68	58	57
医療保護施設	済生会神奈川県病院	(福)恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	神奈川区富家町6-6	—	—	—
	済生会若草病院	(福)恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	金沢区平潟町12-1	—	—	—

3 法外援護事業

被保護者に対して市費による法律外援護として令和3年度は、次のとおり扶助しました。

(1) 被保護者援護費

(令和3年度) (金額単位：円)

項目	人員	金額	内容
日用品セット支給	35	37,345	緊急入院時日用品セット支給
肌着支給	315	530,970	緊急入院時肌着支給
計		568,315	

(2) 民間保護施設

(令和3年度) (金額単位：円)

項目	対象施設数	金額	内容
職員雇用費	0	0	国の定める措置費の職員配置基準を超えて、職員を雇用するための加算配置経費
職員処遇改善費	1	223,020	職員の平均勤続年数に応じた昇給財源の確保に必要な経費
県所管施設に対する負担	1	45,669	神奈川県所管施設へ横浜市が措置している入所者の法外扶助を負担(神奈川県と横浜市で相互に負担)
計		268,689	

※人員は年間延べ人数による。

4 生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援に取り組みました。

1 自立相談支援（18区実施分）

相談を包括的に受け止め、一人ひとりの相談者に寄り添いながら継続的な支援を行うとともに、個々の課題に対して、切れ目なく継続的な支援を行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、住居確保給付金や社会福祉協議会が実施する特例貸付の制度改正が繰り返されたことにより、相談数が高い数値で推移しました。

（令和3年度：件数）

新規相談	延べ相談	支援申込	支援プラン作成 (再プラン含む)
16,804	23,682	12,172	11,507

2 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、賃貸住宅の家賃相当分の給付金を有期で支給するとともに、就労支援等を実施し、安定した住居及び就労機会の確保に向けた支援を行いました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、制度改正が繰り返されたことにより、相談数及び申請数が高い数値で推移しました。

（令和3年度：件数）

相談	5,534
申請	1,527

3 就労準備支援

心身の状況等により、就労経験が乏しい方や、長期の無業状態にある方など直ちに求職活動を始めることが困難な方に対して、就労体験の場を提供し、一般就労に向けた準備を支援する事業です。具体的には、事前講座や職場実習などを通して、意欲喚起や基礎能力の形成など、日常生活・社会生活の自立に向けた支援を行いました。

新規利用申込者数	26人
実習参加者数	25人
うち前年度から継続	4人
うち新規開始	21人

4 家計改善相談支援

家計に課題を抱える生活困窮者に対して、必要な情報提供や専門的な助言・支援等を行うことにより、自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む家計管理の力を高め、早期に生活を再建することを目的とする事業です。具体的には、家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理の支援）、滞納（公租公課、家賃、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援等を実施しました。

利用者数	535人
うち新規利用者数	299人

5 子どもの学習支援

貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援及び、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を行う「寄り添い型学習支援事業」を18区で実施しました。

(令和3年度：人数)

	登録者数※	延べ利用者数
生活保護受給者	763	21,857
その他	356	11,460
計	1,119	32,189

※登録者数：令和4年3月末時点

6 就労訓練事業

何らかの課題により一般就労に結びつきにくい方を対象に、職場経験の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。事業の実施主体としては、横浜市による認定を受けた企業、NPO法人、社会福祉法人等による自主事業として実施されており、幅広い事業者の理解と協力により支えられている制度です。

(1) 利用者支援

新規利用申込者数	10人
訓練実施者数	14人
うち前年度から継続	6人
うち新規開始	8人

(2) 事業所支援

事業書認定数	79
うち新規認定数	2

7 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の特例貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立、または、円滑な生活保護の受給へつなげることを目的として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給しました。

(令和3年度：件数)

	令和3年度		
	初回支給	再支給	合計
申請件数	3,931	1,068	4,999
支給決定件数	2,786	913	3,699

5 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月の発足から半世紀以上経過し、その間、昭和61年4月に公的年金制度の全面改正による基礎年金の導入や、平成9年1月の基礎年金番号制の開始などが行なわれ、本格的な国民皆年金制度への進展が図られてきました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。

特に、市民一人ひとりの年金受給権の確保と給付額が向上するよう、また、制度基盤がより強固なものとなるよう、被保険者を的確に把握し、適用した被保険者を収納に結びつけていくことが重要なポイントとなります。

平成12年度の地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担の見直しが行なわれ、機関委任事務が廃止となり、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成14年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されました。平成22年1月には、社会保険庁に代わり日本年金機構が設立され、市区町村と役割分担しながら業務にあたっています。

現在、年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化の進捗が深刻な課題となるなかで、老後の生活基盤となる年金制度が100年以上に渡り持続可能であるために、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが必要不可欠です。このため、平成16年度の公的年金制度改正によって、保険料の上昇を極力抑え、将来水準を固定することや、給付水準を自動的に調整する仕組みの導入などが行われています。

1 適用事務

平成3年4月の改正により、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第1号被保険者の適用事務を行ってきました。

平成14年4月からは、厚生年金又は共済組合加入者の被扶養配偶者である第3号被保険者の適用は、市町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成14年4月から市区町村の法定受託事務ではなくなり、現在広報活動は協力連携事務として行っています。

20歳到達者への加入勧奨状は年金事務所から送付されていましたが、令和元年10月から届出勧奨を行うことなく資格取得の処理が行われるようになりました。

本市の令和4年3月31日現在の被保険者数は表1のとおりです。

表1 被保険者数

(令和4年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	32,299	466	32,765	1,371	0	1,371
神奈川区	27,354	473	27,827	1,214	0	1,214
西区	11,997	222	12,219	569	0	569
中区	22,440	354	22,794	915	0	915
南区	27,034	363	27,397	990	0	990
港南区	23,017	441	23,458	1,272	0	1,272
保土ヶ谷区	24,331	392	24,723	1,330	4	1,334
旭区	26,547	551	27,098	1,339	4	1,343
磯子区	18,063	375	18,438	950	0	950
金沢区	20,909	505	21,414	1,245	1	1,246
港北区	38,353	889	39,242	2,079	1	2,080
緑区	19,950	367	20,317	892	3	895
青葉区	36,078	1,038	37,116	2,499	2	2,501
都筑区	24,317	516	24,833	1,278	11	1,289
戸塚区	28,819	601	29,420	2,221	15	2,236
栄区	12,411	306	12,717	915	6	921
泉区	16,551	314	16,865	1,135	6	1,141
瀬谷区	15,146	221	15,367	667	3	670
横浜市計	425,616	8,394	434,010	22,881	56	22,937

2 免除等事務

(1) 法定免除、申請免除・納付猶予、学生納付特例

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切に免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めてきました。

平成14年7月から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度では、対象範囲が夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成17年度からすべての各種学校（1年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、平成17年7月には30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が施行され、平成18年7月から申請免除制度に新たに3/4免除・1/4免除も追加され、対象者の拡大が図られました。さらに、平成26年度から、申請可能期間が拡大（原則、2年1か月前まで遡って申請可能）されました。

直近では、平成28年7月から、若年者納付猶予が対象を50歳未満までに拡大した納付猶予に改正されています。

令和4年3月31日現在の免除等適用状況は表2のとおりです。

表2 免除等適用状況

(令和4年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者 (任意除く) A	免除者数								免除率 (%) B/A
		法定 免除	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学生 納付特例	納付猶予	計B	
鶴見区	32,299	2,722	4,377	370	231	123	3,647	1,293	12,763	39.5
神奈川区	27,354	2,149	3,580	234	180	91	3,522	962	10,718	39.2
西区	11,997	798	1,776	107	63	44	1,185	331	4,304	35.9
中区	22,440	2,491	3,969	193	152	79	1,725	654	9,263	41.3
南区	27,034	3,062	4,621	348	212	134	2,429	866	11,672	43.2
港南区	23,017	2,415	2,790	219	154	79	2,963	1,006	9,626	41.8
保土ヶ谷区	24,331	2,601	3,224	237	185	133	3,429	952	10,761	44.2
旭区	26,547	3,057	3,273	295	196	122	3,260	1,283	11,486	43.3
磯子区	18,063	1,715	2,609	204	154	103	2,095	784	7,664	42.4
金沢区	20,909	1,993	2,410	228	119	53	3,139	928	8,870	42.4
港北区	38,353	2,539	4,159	297	206	152	5,252	1,284	13,889	36.2
緑区	19,950	1,906	2,241	165	131	70	2,859	899	8,271	41.5
青葉区	36,078	1,933	3,609	253	184	97	6,413	1,400	13,889	38.5
都筑区	24,317	1,478	2,768	230	143	65	4,371	1,105	10,160	41.8
戸塚区	28,819	2,894	3,456	302	192	131	4,136	1,239	12,350	42.9
栄区	12,411	1,410	1,501	132	83	52	1,711	536	5,425	43.7
泉区	16,551	2,048	2,060	207	117	62	2,221	729	7,444	45.0
瀬谷区	15,146	2,132	2,152	219	120	90	1,765	770	7,248	47.9
横浜市計	425,616	39,343	54,575	4,240	2,822	1,680	56,122	17,021	175,803	41.3

(2) 産前産後期間の保険料免除制度

また、次世代育成支援の観点から、平成31年2月1日以降に国民年金第1号被保険者が出産を行った場合、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度が開始されました。産前産後期間の免除制度は、保険料免除された期間も保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

令和4年3月31日現在の産前産後期間の免除制度適用状況は表3のとおりです。

表3 産前産後期間の免除制度適用状況

(令和4年3月31日現在)

種別 区名	第1号被保険者 (任意除く) A	産前産後期間の 免除制度適用者 B	免除率(%) B / A
鶴見区	32,299	23	0.07
神奈川区	27,354	13	0.05
西区	11,997	5	0.04
中区	22,440	9	0.04
南区	27,034	14	0.05
港南区	23,017	6	0.03
保土ヶ谷区	24,331	8	0.03
旭区	26,547	14	0.05
磯子区	18,063	7	0.04
金沢区	20,909	11	0.05
港北区	38,353	26	0.07
緑区	19,950	7	0.04
青葉区	36,078	11	0.03
都筑区	24,317	13	0.05
戸塚区	28,819	8	0.03
栄区	12,411	8	0.06
泉区	16,551	7	0.04
瀬谷区	15,146	6	0.04
横浜市計	425,616	196	0.05

3 給付事務

(1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給権者数は、制度の成熟や、人口構造の高齢化等のため増加しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

令和4年3月31日現在の拠出制の国民年金受給権者数は表4及び表5のとおりです。

表4 拠出制国民年金受給権者数（旧法）

（令和4年3月31日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	324	289	32	645	31	0	0	0	676
神奈川区	260	302	12	574	21	0	0	0	595
西区	163	121	6	290	8	0	0	0	298
中区	244	200	15	459	15	0	0	0	474
南区	320	256	13	589	30	0	0	0	619
港南区	190	287	10	487	21	0	0	0	508
保土ヶ谷区	265	306	20	591	26	0	0	0	617
旭区	249	372	12	633	27	0	0	0	660
磯子区	183	256	10	449	11	0	0	0	460
金沢区	236	329	12	577	20	0	0	0	597
港北区	410	455	31	896	30	0	0	0	926
緑区	136	192	2	330	12	0	0	0	342
青葉区	243	437	5	685	21	0	0	0	706
都筑区	142	173	3	318	10	0	0	0	328
戸塚区	243	335	11	589	23	0	0	0	612
栄区	121	154	4	279	12	0	0	0	291
泉区	133	188	3	324	22	0	0	0	346
瀬谷区	116	173	2	291	14	0	0	0	305
横浜市計	3,978	4,825	203	9,006	354	0	0	0	9,360

表5 拋出制国民年金受給権者数（新法）

（令和4年3月31日現在）

種別 区名	老齡基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	56,989	1,577	442	14	59,022	39
神奈川区	48,577	1,441	264	11	50,293	23
西区	18,446	552	116	6	19,120	12
中区	30,538	1,013	207	11	31,769	14
南区	48,409	1,492	269	6	50,176	31
港南区	58,327	1,650	309	12	60,298	25
保土ヶ谷区	50,208	1,319	268	12	51,807	19
旭区	67,530	1,713	289	12	69,544	43
磯子区	42,916	1,088	206	6	44,216	20
金沢区	56,324	1,422	303	8	58,057	19
港北区	65,043	1,821	367	19	67,250	28
緑区	41,363	1,173	274	7	42,817	18
青葉区	64,124	1,506	422	7	66,059	38
都筑区	35,910	978	307	12	37,207	18
戸塚区	68,261	1,862	401	14	70,538	34
栄区	35,523	860	194	7	36,584	11
泉区	40,795	1,090	193	7	42,085	27
瀬谷区	31,830	1,048	156	11	33,045	17
横浜市計	861,113	23,605	4,987	182	889,887	436

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金ですが、その財源の多くは国庫負担でまかなわれるため、真に年金を必要とする受給権者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

また、平成17年4月に、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。特別障害給付金にも、所得制限や併給制限があります。

令和4年3月31日現在の本市の福祉年金及び無拠出の基礎年金の受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数は、表6のとおりです。

表6 福祉年金及び無拠出の基礎年金受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数

(令和4年3月31日現在)

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別障害給付金	合計
鶴見区	1	1,877	0	9	1,887
神奈川区	2	1,710	0	9	1,721
西区	0	583	0	5	588
中区	8	1,318	0	5	1,331
南区	2	1,656	0	11	1,669
港南区	2	1,931	0	23	1,956
保土ヶ谷区	0	1,980	0	15	1,995
旭区	0	2,412	0	20	2,432
磯子区	2	1,328	0	19	1,349
金沢区	1	1,685	0	16	1,702
港北区	2	2,024	0	19	2,045
緑区	1	1,497	0	19	1,517
青葉区	1	1,658	0	18	1,677
都筑区	1	1,468	0	8	1,477
戸塚区	0	2,293	0	19	2,312
栄区	1	1,081	0	7	1,089
泉区	1	1,610	0	9	1,620
瀬谷区	2	1,307	0	2	1,311
横浜市計	27	29,418	0	233	29,678

4 その他（年金生活者支援給付金制度）

年金生活者支援給付金制度は、低所得高齢者・障害者等への消費税率の引上げ等に対する福祉的給付として、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得金額等が一定の基準を満たす老齢基礎年金、障害基礎年金または遺族基礎年金の受給権者に対し、国が給付金を支給する制度で、令和元年10月から開始されました。

令和4年3月31日現在の本市の年金生活者支援給付金の受給者数は、表7のとおりです。

表7 年金生活者支援給付金受給者数

(令和4年3月31日現在)

種別 区名	老齢（補足的老齢） 年金生活者支援給付金	障害年金生活者 支援給付金	遺族年金生活者 支援給付金	合計
鶴見区	9,147	3,200	164	12,511
神奈川区	7,728	2,945	104	10,777
西区	3,297	1,041	47	4,385
中区	6,334	2,170	75	8,579
南区	8,820	2,932	100	11,852
港南区	8,953	3,347	113	12,413
保土ヶ谷区	8,424	3,121	101	11,646
旭区	10,740	3,922	108	14,770
磯子区	6,858	2,268	79	9,205
金沢区	7,768	2,908	115	10,791
港北区	9,468	3,564	133	13,165
緑区	6,215	2,515	91	8,821
青葉区	8,787	2,903	158	11,848
都筑区	4,904	2,272	113	7,289
戸塚区	10,087	3,901	156	14,144
栄区	4,936	1,818	75	6,829
泉区	6,624	2,554	78	9,256
瀬谷区	5,609	2,252	58	7,919
横浜市計	134,699	49,633	1,868	186,200

6 国民健康保険事業

1 概況

我が国は、すべての国民に平等に医療を受ける機会を保障するという観点から、医療供給体制の整備を進めるとともに国民皆保険制度を採用し、横浜市国民健康保険は、国民皆保険体制となった昭和36年4月に事業を開始しました。

事業開始後、国民健康保険をはじめ各医療保険においては、高齢者の医療費を中心に年々歳出が増加する一方、経済の低迷による保険料収入の伸び悩みなどから、深刻な財政の逼迫状況が続いていました。

とりわけ、国民健康保険は、高齢者や低所得者が多いという構造的な課題があることから、財政基盤は他の医療保険制度と比べ脆弱であり、医療保険制度の抜本改革を行う必要性が生じてきました。

このような状況に対処するため、昭和58年2月に老人保健法が、昭和59年10月に退職者医療制度が創設され、医療保険制度間の財政調整により年齢格差の是正がなされました。

平成12年度からは介護保険制度が施行され、これに伴い介護保険における第2号被保険者については、医療保険分に介護納付金分の保険料を上乗せし一体的に徴収されることとなりました。

平成14年7月に医療保険制度全般の見直しを図られ、平成14年10月から一部負担金については、3歳未満は2割、70歳以上の高齢者は1割または一定以上の所得のある者については2割とするとともに、平成15年4月からは、被用者保険の一部負担金についても3割となりました。

平成17年12月、国は国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療制度改革大綱を策定しました。そこで、①安心・信頼の医療の確保と予防の重視、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望した新たな医療制度体系の実現という基本的な考え方のもと、平成18年6月に一連の法改正を行い、順次制度改正を実施してきました。

この中では、①都道府県における医療費適正化計画の策定（20年度）、②生活習慣病予防のための各保険者による特定健康診査等の実施（20年度～）、③保険給付内容の見直し（18年度～）、④75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の創設（20年度）などがありました。

平成22年12月、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革を一体的に行うとする、いわゆる「社会保障と税の一体改革」の検討が始まりました。

平成25年12月には、国民健康保険に対する財政支援の拡充、国民健康保険の運営について都道府県が担うことを基本とするなどの事項について検討し、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立、平成30年4月に施行され、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるなどの新制度が開始されました。

一方、本市国民健康保険会計においては、神奈川県との連携や情報共有を推進しながら国保財政の健全な運営に継続的に取り組んできました。

令和3年度決算では、現年度収納率が上がったこと等により単年度収支で約56億円の黒字となり、基金残高を含めた累積収支では約179億円の黒字となっています。

今後も、1人あたり医療費の増大や被保険者数の減少等が見込まれることから、繰越金等を活用して、被保険者の保険料負担を極力緩和するとともに、引き続き、収納率向上対策や医療費適正化等の取組を進め、国民健康保険制度の安定的な運営を図っていきます。

保 險 給 付	保険給付の種類	療養の給付 入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費 出産育児一時金 1件 42万円 葬祭費 1件 5万円 障害児育児手当金 1級 80万円、2級 60万円、3級 30万円、4級 10万円 ※ 時限措置として、令和2年度から新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を実施
	給付割合	世帯主・世帯員ともに7割（就学前児童は8割、70歳以上は8割又は7割）
	事業給付の範囲	診療 薬剤または治療材料の支給 処置、手術その他の治療 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
保 險 料	賦課総額	【医療分】 保険料の基礎賦課総額は、横浜市国民健康保険条例第13条に基づき、同条第1号に掲げる額（療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、医療分に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額及び特定健康診査等に要する費用の額等）の見込額から、同条第2号に掲げる額（国民健康保険法第72条の4第1項の規定による繰入金、国民健康保険保険給付費等交付金等）の見込額を控除した額。 【支援分】 保険料の後期高齢者支援金等賦課総額は、横浜市国民健康保険条例第16条の2に基づき、同条第1号に掲げる額（支援分に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額）の見込額から、同条第2号に掲げる額（国民健康保険法第72条の4第1項の規定による繰入金等）の見込額を控除した額。 【介護分】 保険料の介護納付金賦課総額は、横浜市国民健康保険条例第16条の7に基づき、同条第1号に掲げる額（介護分に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額）の見込額から、同条第2号に掲げる額（国民健康保険法第72条の4第1項の規定による繰入金等）の見込額を控除した額。
	賦課割合	医療分・支援分・介護分ともに ・所得割 60% ・均等割 40%
	保険料率	【医療分】 ・所得割 7.36% ・均等割 被保険者1人あたり 34,430円 ・保険料最高限度額 630,000円 【介護分】 ・所得割 2.65% ・均等割 被保険者1人あたり 14,710円 ・保険料最高限度額 170,000円 【支援分】 ・所得割 2.24% ・均等割 被保険者1人あたり 10,430円 ・保険料最高限度額 190,000円

徴収方法	<p>【普通徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替による支払（原則） <p>徴収回数 6月から年10回払、振替日は各納期月の29日 （金融機関等の休業日にあたる場合は、前営業日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付書による支払（金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア） <p>徴収回数 6月から年10回払、納期限は各納期月末 （金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日）</p> <p>【特別徴収（年金からの天引き）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の1～4の全てに該当している世帯は、原則、特別徴収となる <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯内の被保険者全員が65歳以上74歳未満 2 世帯主が特別徴収の対象となる公的年金を年額18万円以上受給している 3 世帯主の介護保険料が公的年金から特別徴収されている 4 国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金受給額の2分の1を超えない <ul style="list-style-type: none"> ・偶数月の年金支払日に年金から天引き <p>徴収回数 6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）</p>
保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・重症化リスク者適正受診勧奨事業（生活習慣病重症化予防対策・重複頻回対策） ・糖尿病性腎症重症化予防事業（個別保健指導プログラム） ・後発医薬品差額通知 ・医療費通知 ・広報冊子等の発行

2 被保険者

令和3年度末の被保険者数は654,822人で、前年度末に比べ20,122人減少し、国保世帯数は455,654世帯で、8,564世帯減少しています。また、横浜市の人口に対する加入率は17.38%、世帯加入率は25.71%となっています。70歳以上74歳以下の被保険者数は、174,038人で、前年度末と比較をすると2,181人減少、被保険者数全体に対する割合は26.58%となっています。

区別の被保険者加入状況をみると、中区の22.67%が最高で、都筑区の14.48%が最低となっており、国民健康保険の加入率にも市内各区の特色が表れています。

被保険者の事由別異動状況をみると、他市町村との転入・転出及び社会保険の加入・離脱による異動が多くみられますが、これは都市における国保異動の特徴といえます。

なお、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の被保険者が国民健康保険の被保険者資格を喪失したため、平成20年度末の被保険者数及び国保世帯数については、共に大幅な減少となっています。

年度別加入状況

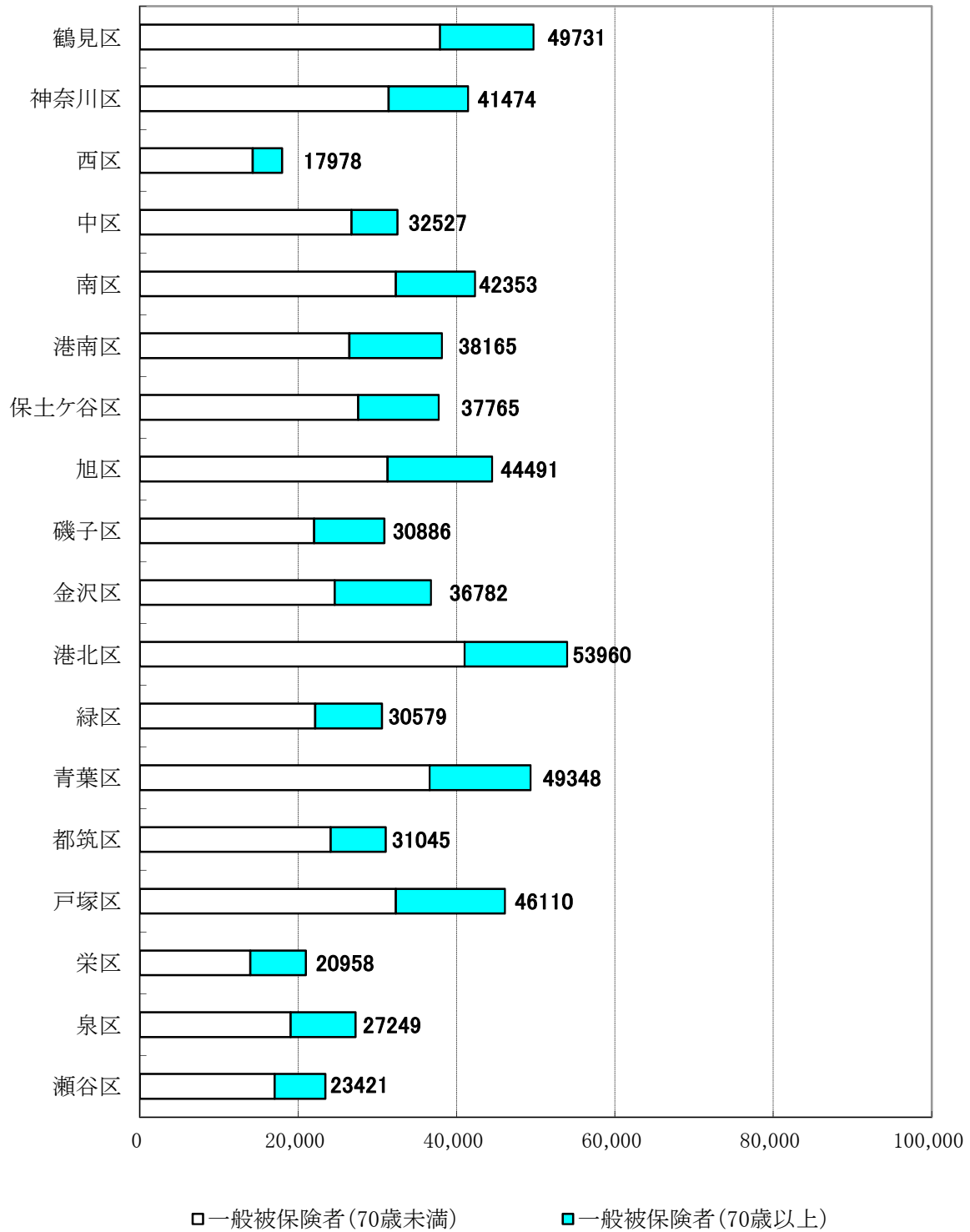
(各年度末)

項目 年度	横浜市 人口	被保険 者数	前年比	被保険者 加入率%	横浜市 世帯数	被保険者 世帯数	前年比	世帯加入率 %
H2	3,222,047	779,896	100.28	24.20	1,171,789	378,627	102.62	32.31
H3	3,250,600	785,235	100.68	24.16	1,198,471	389,849	102.96	32.58
H4	3,269,988	798,061	101.63	24.41	1,218,498	403,090	103.40	33.08
H5	3,238,929	814,955	102.12	24.82	1,234,099	421,568	104.58	34.16
H6	3,307,433	825,067	101.24	24.95	1,261,508	450,593	106.89	35.72
H7	3,300,073	850,773	103.12	25.78	1,261,302	469,452	104.19	37.22
H8	3,321,940	888,610	104.45	26.75	1,285,749	470,437	100.21	36.59
H9	3,346,317	921,103	103.66	27.53	1,309,340	490,930	104.36	37.49
H10	3,373,777	963,971	104.65	28.57	1,334,624	517,589	105.43	38.78
H11	3,400,149	1,001,636	103.91	29.46	1,359,184	540,675	104.46	39.78
H12	3,435,554	1,039,924	103.82	30.27	1,379,228	565,802	104.65	41.02
H13	3,470,790	1,079,533	103.81	31.10	1,412,547	592,640	104.74	41.96
H14	3,507,157	1,122,278	103.96	32.00	1,444,360	620,154	104.64	42.94
H15	3,538,352	1,148,547	102.34	32.46	1,472,236	639,735	103.16	43.45
H16	3,562,281	1,165,514	101.48	32.72	1,495,207	654,578	102.32	43.78
H17	3,586,628	1,174,580	100.78	32.75	1,489,266	668,261	102.09	44.87
H18	3,609,078	1,177,415	100.24	32.62	1,514,847	678,091	101.47	44.76
H19	3,635,033	1,174,768	99.78	32.32	1,542,127	684,152	100.89	44.36
H20	3,659,010	932,380	79.37	25.48	1,566,960	555,260	81.16	35.44
H21	3,672,985	933,220	100.09	25.41	1,582,149	559,792	100.82	35.38
H22	3,686,481	932,556	99.93	25.30	1,587,531	561,631	100.03	35.38
H23	3,688,624	926,198	99.32	25.11	1,598,341	561,150	99.91	35.11
H24	3,693,788	912,325	99.50	24.70	1,609,747	556,999	99.26	34.60
H25	3,702,093	887,737	97.30	23.98	1,623,606	549,793	98.71	33.86
H26	3,712,170	860,303	96.91	23.18	1,638,946	540,152	98.25	32.96
H27	3,725,042	828,321	96.28	22.24	1,652,584	527,876	97.73	31.94
H28	3,728,124	782,199	94.43	20.98	1,665,516	507,605	96.16	30.48
H29	3,731,706	740,077	94.61	19.83	1,680,768	489,248	96.38	29.11
H30	3,741,317	707,634	95.62	18.91	1,700,306	475,439	97.18	27.96
R元	3,753,771	684,097	96.67	18.22	1,723,409	466,379	98.09	27.06
R2	3,775,319	674,944	98.66	17.87	1,762,612	464,218	99.53	26.33
R3	3,768,363	654,822	97.02	17.38	1,772,142	455,654	98.16	25.71

(注) 横浜市人口及び世帯数は、総務局総務課「人口ニュース」による。

被保険者区別加入状況

(令和4年3月31日現在)
(人)



被保険者事由別異動状況

(令和3年度)

	増 加								減 少								差 引 増 減 A-B	
	出 生	転 入		社 会 保 険 離 脱	生 活 保 護 廃 止	世 帯 変 更	そ の 他	計 A	死 亡	転 出		社 会 保 険 加 入	生 活 保 護 開 始	世 帯 変 更	後 期 高 齢 加 入	そ の 他		計 B
		市 外	区 間							市 外	区 間							
世帯 ※1	5	16,126	8,366	47,645	1,664	7,212	24,777	105,795	6,100	17,113	8,142	50,270	3,449	3,414	19,783	6,071	114,342	△ 8,547
人員 ※2	1,819	21,885	11,058	96,092	2,245	12,434	5,913	151,446	4,773	21,975	10,986	74,455	4,277	12,248	22,811	20,028	171,553	△ 20,107

- ※1 世帯：新たに世帯として加入または喪失した件数
- ※2 人員：加入または喪失した人数
- ※3 その他（世帯）：擬制世帯主（みなす世帯主）の加入など

3 保険給付

(1) 療養の給付

療養の給付は、被保険者の疾病及び負傷に対して、診察、薬剤、手術その他の治療、病院又は診療所への入院等の医療サービスを給付するもので、保険給付の中心をなすものです。

法定給付割合は7割ですが、70歳以上の方については8割（ただし一定以上所得者は7割）、就学前児童については8割となっています。

医療費基礎事項実績

(令和3年度)

	当 初 予 算 (A)	決 算 (B)	差 引 (A) - (B)
総 費 用 額	256,816,073,000 円	258,156,934,749 円	△1,340,861,749 円
一 般 分	256,814,240,000 円	258,145,666,039 円	△1,331,426,039 円
退 職 者 分	1,833,000 円	11,268,710 円	△9,435,710 円
保 険 者 負 担 額	214,058,301,000 円	218,004,993,543 円	△3,946,692,543 円
一 般 分	214,054,282,000 円	217,994,145,761 円	△3,939,863,761 円
退 職 者 分	4,019,000 円	10,847,782 円	△6,828,782 円
被 保 険 者 数	670,657 人	670,256 人	401 人
一 般 分	670,655 人	670,255 人	400 人
退 職 者 分	2 人	1 人	1 人
受 診 率	1,826.61 件/100 人	1,782.65 件/100 人	43.96 件/100 人
一 般 分	1,826.61 件/100 人	1,782.65 件/100 人	43.96 件/100 人
退 職 者 分	2,000.00 件/100 人	1,500.00 件/100 人	500.00 件/100 人
1 件あたり費用額	20,964 円	21,606 円	△642 円
一 般 分	20,964 円	21,605 円	△641 円
退 職 者 分	45,825 円	751,247 円	△705,422 円
1 人あたり費用額	382,932 円	385,162 円	△2,230 円
一 般 分	382,930 円	385,145 円	△2,215 円
退 職 者 分	916,500 円	11,268,710 円	△10,352,210 円

※ 保険者負担額には、出産育児一時金、葬祭費、障害時育児一時金、傷病手当金も含まれます。

※ 受診率とは、被保険者 100 人あたりの受診件数です。

療養の給付の状況（負担区分別）一般分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
30	8,108,601	256,887,088,344	187,734,203,541	61,469,079,974	0	7,683,804,829
元	7,722,424	253,630,788,230	185,617,536,812	60,989,367,738	0	7,023,883,680
2	6,803,766	240,783,656,569	176,669,030,420	57,300,431,009	0	6,814,195,140
3	7,234,137	254,704,199,288	187,207,345,334	59,842,376,979	0	7,654,476,975

※ 支払義務額ベース

※ 件数のみ薬剤・食事療養分を含まない。

療養の給付の状況（負担区分別）退職分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
30	25,881	919,027,017	640,533,181	253,395,328	0	25,098,508
元	4,696	148,181,280	103,367,277	40,145,729	0	4,668,274
2	54	15,785,393	11,062,700	3,634,879	0	1,087,814
3	7	11,013,969	7,724,303	2,461,479	0	828,187

※ 支払義務額ベース

※ 件数のみ薬剤・食事療養分を含まない。

療養の給付の状況（診療別）一般分

(令和3年度)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	1件あたり 日数 (日)	1件あたり 費用額 (円)	1人あたり 費用額 (円)
一般 診療	入院	128,979	1,855,828	85,280,099,670	14.39	661,194	127,235
	入院外	5,807,930	8,893,120	92,201,557,967	1.53	15,875	137,562
歯科診療		1,379,815	2,359,413	19,050,128,400	1.71	13,806	28,422
薬剤支給		4,302,882	(5,026,607)	51,783,032,250	—	—	—
食事療養		(120,641)	(4,775,367)	3,170,049,641	—	—	—
訪問看護		38,054	272,794	3,219,331,360	7.17	84,599	4,803
合計		11,657,660	13,381,155	254,704,199,288	1.82	34,631	380,011

療養の給付の状況（診療別）退職分

(令和3年度)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	1件あたり 日数 (日)	1件あたり 費用額 (円)	1人あたり 費用額 (円)
一般 診療	入院	9	275	10,759,540	30.56	1,195,504	10,759,540
	入院外	7	8	-170,321	1.14	-24,332	-170,321
歯科診療		—	—	-2320	—	—	-2,320
薬剤支給		—	—	-28,680	—	—	—
食事療養		(9)	(770)	455,750	—	—	—
訪問看護		—	—	—	—	—	—
合計		16	283	11,013,969	17.69	688,373	11,013,969

※ 「薬剤支給日数」欄の()内は、処方箋の枚数

受診率及び1件あたり日数、費用額、1人あたり費用額の算出にあたっては、件数、日数は薬剤・食事療養分を含まない。

(2) 療養費等

療養費は、緊急その他やむを得ない理由により保険が使えずに医療機関を受診した場合、治療用装具を装着した場合、柔道整復師等の施術を受けた場合等に、療養の給付に代えて支給する現金給付です。

令和3年度の全被保険者に対する支給額（保険者負担金）を診療別にみると、柔道整復約10億9,698万円、針灸マッサージ約5億8,128万円、その他約3億5,516万円となっています。

療養費の支給状況（負担区分別）一般分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
30	327,856	3,320,186,004	2,438,023,712	679,493,061	0	184,669,231
元	300,678	3,135,238,566	2,303,489,851	659,676,618	0	172,072,097
2	244,660	2,674,371,226	1,968,095,737	549,100,122	0	157,175,367
3	254,861	2,766,893,031	2,033,421,183	572,640,761	0	160,831,087

※ 支払義務額ベース

※ 移送費、食事・生活療養費を含む。

療養費の支給状況（負担区分別）退職分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
30	1,131	12,779,825	9,016,532	2,794,171	0	969,122
元	176	1,901,343	1,330,918	399,947	0	170,478
2	12	71,666	50,165	21,501	0	0
3	-1	-1,220	-854	-366	0	0

※ 支払義務額ベース

※ 移送費、食事・生活療養費を含む。

(3) 高額療養費

高額療養費は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度です。

高額療養費の支給状況

年度	一般分		退職分	
	件数 (件)	高額療養費支給額 (円)	件数 (件)	高額療養費支給額 (円)
30	563,101	25,738,822,310	1,583	125,597,651
元	570,196	26,042,536,681	231	19,649,921
2	549,772	25,573,215,204	24	3,608,384
3	587,112	27,148,639,766	11	2,946,160

※ 支払義務額ベース

(4) 高額介護合算療養費

同一世帯における「国民健康保険の自己負担額」と「介護保険の自己負担額」の1年間の合計額が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額がそれぞれの保険から支給されます。

高額介護合算療養費の支給状況

年度	一 般 分		退 職 分	
	件 数 (件)	高額介護合算療養費支給額 (円)	件 数 (件)	高額介護合算療養費支給額 (円)
30	762	12,281,094	0	0
元	882	16,413,037	0	0
2	1,047	19,299,254	0	0
3	1,086	21,772,635	0	0

※ 支払義務額ベース

(5) その他の給付

被保険者が出産したときに出産育児一時金として42万円、被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。また、任意給付として出生した赤ちゃんに先天性の障害や異常が発現したとき、その程度に応じて障害児育児手当金が支給されます。

令和2年度からは、時限措置として、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を行っています。

その他の給付の支給状況

年度	出産育児一時金		葬 祭 費		傷病手当金		障害児育児手当金	
	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
30	2,767	1,053,896,687	4,274	213,700,000	—	—	7	4,200,000
元	2,546	976,696,547	3,879	193,950,000	—	—	6	3,800,000
2	2,123	822,030,111	3,835	191,750,000	86	8,687,184	10	7,300,000
3	2,043	790,509,861	4,224	211,200,000	407	23,280,864	4	3,200,000

※ 支払義務額ベース

一部負担金減免

(令和3年度)

区 分	項 目	件 数	給付改善分 (円)	備 考
	全 体	1,320 (0)	11,548,747 (0)	療養費免除分を含む
	(再掲東日本大震災分)	1,303 (0)	7,567,940 (0)	

※ () 内は退職分の再掲

4 保健事業

(1) 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を早期に発見し、生活習慣を改善することで生活習慣病の発症と重症化を予防するため、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき実施しました。

ア 特定健康診査

(ア) 対象者

- ①当該年度4月1日現在の横浜市国民健康保険の被保険者で翌年3月31日までに40歳～75歳の誕生日を迎える者（国の基準による対象者）
- ②当該年度4月2日以降に横浜市国民健康保険の被保険者になった者で、翌年3月31日までに40～75歳の誕生日を迎える者（横浜市独自の対象者）

(イ) 自己負担額

無料

(ロ) 実施機関

横浜市医師会会員医療機関他（約1,200機関）

(ハ) 受診者数等

113,945人（受診率24.7%）

イ 特定保健指導

(ア) 対象者

特定健康診査の結果、国の基準により、生活習慣の改善が必要とされた者

(イ) 自己負担額

無料

(ロ) 実施機関

本市国民健康保険特定保健指導業務受託事業者（32事業者）

(ハ) 終了者数等

1,156人（終了率8.5%）

(2) 重症化リスク者適正受診勧奨事業（生活習慣病重症化予防対策・重複頻回対策）

健診・レセプトデータを活用し、血圧、血糖、脂質の生活習慣病による重症化リスクがある者や重複投薬等により健康リスクがある者に対して、適正受診を促す勧奨通知を送付しました。さらに、特に重度の重複投薬に該当する者に対して、電話・面談指導を実施しました。

事業開始 令和3年度

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業（個別保健指導プログラム）

令和2年度特定健康診査の結果、HbA1c7.0%以上でかつeGFR60（ml/分/1.73m²）未満であり特定保健指導対象外である者に対して、6か月間の個別保健指導の事業を実施しました。

事業開始 平成29年度

(4) 後発医薬品差額通知

継続的に服用する生活習慣病にかかる医薬品を対象に、先発医薬品を後発医薬品に変更した場合の差額（一部負担金の差額）を案内する通知を、2か月に一度発送を行いました。

令和3年度は、132,468人に差額通知を発送しました。

事業開始 平成23年度

(5) 医療費通知

健康に対する被保険者の認識を深め、ひいては国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、令和3年度は449,516世帯に受診医療費の額等を通知しました。

事業開始 昭和55年度

5 保険料

令和3年度は、現年度分約716億1,221万円、滞納繰越分約20億1,067万円、合計約736億2,287万円の収納がありました。

医療分は、法定給付費（療養給付費、療養費、高額療養費等）等を基礎賦課総額とし、支援分は、後期高齢者支援金等の一部に充てるための額を後期高齢者支援金等賦課総額とし、介護分（40歳以上65歳未満の被保険者）は、介護納付金の一部に充てるための額を介護納付金賦課総額として、それぞれ賦課しています。

横浜市では、被保険者の保険料負担を軽減するため、賦課総額の算定にあたり、毎年多額の市費を繰り入れています。

保険料賦課・収納状況

(令和3年度) (単位：千円)

		調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収納率%
一 般 分	現年度分	74,560,147	71,612,196	0	2,947,952	96.05%
	滞納繰越分	4,805,626	2,010,537	1,479,579	1,315,509	41.84%
	計	79,365,773	73,622,733	1,479,579	4,263,461	92.76%
退 職 分	現年度分	10	10	0	0	100.00%
	滞納繰越分	462	130	301	31	28.15%
	計	472	140	301	31	29.68%
合 計	現年度分	74,560,157	71,612,206	0	2,947,952	96.05%
	滞納繰越分	4,806,088	2,010,667	1,479,880	1,315,540	41.84%
	計	79,366,245	73,622,873	1,479,880	4,263,492	92.76%

7 福祉医療事業

1 ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭・父子家庭・養育者家庭の生活の安定と自立を支援するため医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者
市内に住所を有する医療保険加入者で次のいずれかに該当する方
ア ひとり親家庭等の父、母又は養育者
イ ひとり親家庭等の父、母又は養育者に扶養されている18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害の状態にある場合、高等学校等に在学中の場合は20歳未満まで）
※所得制限あり
- (2) 医療証の交付
対象となる方に「**親**福祉医療証」を交付します。
- (3) 助成の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 助成の方法
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (5) 医療証の交付状況（令和3年度）
対象者 37,925人
- (6) 医療費支給状況（令和3年度）
件数 538,339件
金額 1,549,550,053円

2 小児医療費助成事業

小児の健やかな育成及びその家庭の生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者
市内に住所を有し、医療保険に加入している中学校卒業までの小児
ただし、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業に該当する小児を除きます。
また、3歳以上については所得制限を導入しています。
- (2) 助成の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
以下の表のとおり、年齢等により、助成の範囲・方法に違いがあります。

年齢	0歳	1歳・2歳	3歳～小学3年生	小学4年生～中学3年生
助成対象	入院・通院			
所得制限	なし		あり	
助成内容	全額助成	・保護者の所得が基準額未満の場合は全額助成 ・保護者の所得が基準額以上の場合は、通院1回500円までの負担。 ※入院、院外薬局の薬代は全額助成	全額助成	通院1回500円までの負担 ※入院、院外薬局の薬代は全額助成 ※保護者の市民税が非課税の場合は全額助成

- (3) 助成の方法
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。

(4) 所得制限

扶養親族等の数	入院・通院の所得制限限度額
0人	540万円
1人	578万円
2人	616万円
3人	654万円
4人以上	(1人増すごとに38万円加算)

(5) 対象者数（令和3年度）

0歳・・・・・・・・・・ 24,463人
1歳～中学3年生・・・・・・ 293,186人

(6) 医療費支給状況（令和3年度）

件数 4,293,165件
金額 8,753,625,478円

3 小児慢性特定疾病医療給付

児童福祉法に基づき、小児の慢性疾患の治療研究を推進し、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的としています。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、次の疾患群に属する疾患に罹患している18歳未満（20歳未満まで延長可）の方

- ア 悪性新生物（小児がん）
- イ 慢性腎疾患
- ウ 慢性呼吸器疾患
- エ 慢性心疾患
- オ 内分泌疾患
- カ 膠原病
- キ 糖尿病
- ク 先天性代謝異常
- ケ 血液疾患
- コ 免疫疾患
- サ 神経・筋疾患
- シ 慢性消化器疾患
- ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- セ 皮膚疾患群
- ソ 骨系統疾患
- タ 脈管系疾患

※平成27年1月1日から、法制化に伴い、小児慢性特定疾患医療給付事業から小児慢性特定疾病医療給付事業となり、自己負担割合の減（就学児以上は3割から2割へ）、自己負担上限額の改正（26年12月31日までの既認定者は3年間の経過措置あり）などがありました。令和3年度現在、16疾患群788疾病となっています。

(2) 受給者証の交付

申請に基づき、小児慢性特定疾病医療の給付を決定したとき、「小児慢性特定疾病医療受給者証」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）
ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。

(4) 給付の方法

医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をし、受診券を医療機関の窓口等で使用しなかった場合は、受給者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。（所得に応じて自己負担あり）

- (5) 有効期間
最長 1 年間
- (6) 受給者数（令和 3 年度）
3,079 人
- (7) 支給金額（令和 3 年度）
803,963,410 円

4 育成医療給付

障害者総合支援法の規定に基づき、身体上の障害を有する児童又はこれを放置すると将来において障害を残すと認められる児童で、手術等によって確実な治療効果が見込まれる場合に医療を給付します。

- (1) 給付の対象者
市内に住所を有し、生まれつき又は病気などにより身体に下記の障害のある 18 歳未満のお子さんで、指定医療機関で治療を受ける方
 - ア 肢体不自由によるもの（先天性股関節脱臼など）
 - イ 視覚障害によるもの（眼瞼欠損など）
 - ウ 聴覚、平衡機能障害によるもの（外耳奇形など）
 - エ 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの（口蓋裂など）
 - オ 内臓障害によるもの（食道閉鎖など）
（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。）
 - カ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害によるもの
- (2) 受給者証の交付
申請に基づき、自立支援医療費育成医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（育成医療）受給者証」を交付します。
- (3) 給付の範囲
保険診療の一部負担金が 1 割負担になります。
ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。
（生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 受給者数（令和 3 年度）
255 人
- (5) 支給金額（令和 3 年度）
17,309,603 円

5 結核児童療育医療給付

児童福祉法に基づき、児童の心身両面にわたる健全な育成を目的として、結核児童に対する療育の給付等を実施します。

- (1) 給付の対象者
市内に住所を有する結核に罹患した児童であって、その治療に特に長期間を要し、医師が入院の必要を認めた方
- (2) 療育券の交付
申請に基づき、療育の給付を決定したとき、「療育券」を交付します。
- (3) 給付の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）、一定範囲の学習用品・日用品
- (4) 給付の方法
指定医療機関において「療育券」を提示し療育の給付を受けた自己負担分及び学習用品・日用品について、現物給付します。ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。
- (5) 受給者数（令和 3 年度）
0 人
- (6) 支給金額（令和 3 年度）
0 円

6 未熟児養育医療給付

母子保健法の規定に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療給付を実施します。

- (1) 給付の対象者
市内に住所を有し、体重が 2,000g 以下又は身体の発育が未熟なままで生まれ、指定医療機関に入院した乳児（0 歳児）
- (2) 未熟児養育医療券の交付
申請に基づき、未熟児養育医療の給付を決定したとき、「養育医療券」を交付します。
- (3) 給付の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）
ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。
- (4) 給付の方法
医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をします。
- (5) 受給者数（令和 3 年度）
621 人
- (6) 支給金額（令和 3 年度）
177,387,597 円

7 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者
市内に住所を有する被用者保険加入者又は横浜市国民健康保険加入者若しくは横浜市の後期高齢者医療制度加入者で、次のいずれかに該当する方
ア 1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所有する方
イ 知能指数 35 以下の方
ウ 3 級の身体障害者手帳を所有し、知能指数 50 以下の方
エ 1 級の精神障害者保健福祉手帳を所有する方（ただし、入院費用は除く。）[平成 25 年 10 月から]
- (2) 医療証の交付
対象となる方に、「横浜市重度障害者医療証」を交付します。
- (3) 助成の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 助成の方法
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (5) 医療証の交付状況（令和 3 年度）
対象者 56,279 人
- (6) 医療費支給状況（令和 3 年度）
件数 1,834,472 件
金額 10,660,257,449 円

8 更生医療給付

障害者総合支援法の規定に基づき、身体障害者に対して、障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療を給付します。

- (1) 給付の対象者
市内に住所を有し、18 歳以上で次のア・イの両方を満たす方
ア 身体障害者手帳を持っている方
イ 都道府県・政令市・中核市により指定を受けた医療機関において、身体障害者手帳に書かれている障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療（例：角膜手術、人工関節置換術、心臓手術、人工透析療法、腎移植術、腎移植後の抗免疫療法、抗 HIV 療法・肝臓移植術など）を受ける方

- (2) 受給者証の交付
申請に基づき更生医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（更生医療）受給者証」を交付します。
- (3) 給付の範囲
保険診療の一部負担金が1割負担になります。
ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。
(生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。)
- (4) 受給者数（令和3年度）
2,164人
- (5) 支給金額（令和3年度）
4,813,066,929円

8 後期高齢者医療

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施し、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とするものです。都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市町村が連携して運営する医療制度で、平成20年4月に創設されました。

1 資格

(1) 対象者

75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者数（令和3年度末）

横浜市合計…477,749人

鶴見区	29,863	保土ヶ谷区	28,279	青葉区	34,487
神奈川区	26,439	旭区	39,267	都筑区	19,254
西区	10,064	磯子区	24,205	泉区	23,216
中区	15,554	金沢区	30,839	栄区	21,321
南区	26,319	港北区	35,857	戸塚区	38,094
港南区	33,579	緑区	22,739	瀬谷区	18,373

2 保険料

(1) 算定

被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。均等割と所得割の配分割合は、各都道府県の所得水準で決まります。令和2年度及び3年度の算定基準は次のとおりです。なお、保険料率等は2年ごとに見直しを行います。

ア 賦課限度額（年間）

640,000円

イ 保険料率

均等割額 43,800円 所得割率 8.74%

ウ 低所得者及び元被扶養者の保険料軽減

低所得者 → 世帯の所得に応じて、均等割額を軽減（軽減割合：7割・5割・2割）

元被扶養者 → 均等割額を5割軽減（所得割額の賦課なし）

		原則（本則）
低所得者	均等割額	7割・5割・2割軽減
	所得割額	軽減制度なし
元被扶養者	均等割額	加入から2年間 5割軽減
	所得割額	賦課なし

(2) 収納状況（令和3年度）

ア 現年度分

(7) 賦課収納状況

	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)	納付方法別収納率 (%)			還付未済額 (千円)
				特別徴収	口座振替	納付書	
当初予算	47,144,053	46,880,046	99.44	—	—	—	—
決算	46,066,422	45,908,677	99.66	100	99.89	97.55	93,238

(イ) 区別収納率 (%)

鶴見区	99.31	保土ヶ谷区	99.51	青葉区	99.68
神奈川区	99.56	旭区	99.82	都筑区	99.71
西区	99.59	磯子区	99.60	泉区	99.85
中区	99.19	金沢区	99.75	栄区	99.87
南区	99.46	港北区	99.68	戸塚区	99.77
港南区	99.71	緑区	99.73	瀬谷区	99.77

※還付未済を含む。

イ 滞納繰越分

(7) 賦課収納状況

	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)	納付方法別 収納率 (%)	不納欠損額 (千円)	還付未済額 (千円)
				納付書		
当初予算	—	133,888	—	—	—	—
決算	312,145	101,777	32.61	32.61	70,600	958

(イ) 区別収納率 (%)

鶴見区	23.46	保土ヶ谷区	29.23	青葉区	37.63
神奈川区	30.00	旭区	48.39	都筑区	40.25
西区	21.17	磯子区	30.92	泉区	47.47
中区	30.05	金沢区	32.59	栄区	56.98
南区	32.68	港北区	34.83	戸塚区	33.34
港南区	26.99	緑区	36.12	瀬谷区	43.96

※還付未済を含む。

3 給付

(1) 自己負担割合

入院・外来ともかかった総医療費の1割。ただし、現役並みの所得がある方は3割負担。

(2) 高額療養費の支給

1か月（同じ月内）の医療費の一部負担金（自己負担額）が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が月間の高額療養費として払い戻されます。

高額療養費は、まず個人単位で外来分を合算して【表1】のAの限度額を適用し、次に入院分を合わせて世帯単位で【表1】のBの限度額を適用して計算します。

なお、月の途中で75歳の誕生日を迎える方は、誕生月は、自己負担限度額を本来額の2分の1に減額します。

【表 1】自己負担割合及び自己負担限度額（平成 30 年 8 月診療分以降）

所得区分	自己負担割合 (注 1)	A 外来(個人単位)	B 外来・入院を合わせた限度額(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (注 4)	3 割	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1 % ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上 受けた場合、4 回目以降は 140,100 円	
現役並み所得者Ⅱ (注 5)	3 割	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1 % ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上 受けた場合、4 回目以降は 93,000 円	
現役並み所得者Ⅰ (注 6)	3 割	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 % ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上 受けた場合、4 回目以降は 44,400 円	
一般	1 割	18,000 円 〔年間上限 144,000 円〕	57,600 円 ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回 以上受けた場合、4 回目以降は 44,400 円
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ) (注 2)	1 割	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ) (注 3)	1 割	8,000 円	15,000 円

(注 1) 3 割の判定基準：

市民税の課税所得が 145 万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。
ただし、昭和 20 年 1 月 2 日以降に生まれた被保険者で、本人及び被保険者である世帯員の
旧ただし書き所得(前年の総所得金額等から 43 万円を控除した額)の合計額が 210 万円以下
の場合には、自己負担割合が 1 割になります。
また、次の①又は②の要件に該当するときに、区役所窓口申請し広域連合に認定されると、
自己負担割合が 1 割になる場合があります。

- ① 同一世帯に被保険者が二人以上いる場合、被保険者全員の収入の合計額が 520 万円未満
- ② 同一世帯に被保険者が一人で、次のア・イのいずれかに該当するとき
ア 被保険者本人の収入額が 383 万円未満
イ 被保険者本人の収入額が 383 万円以上であっても、同じ世帯の 70~74 歳の方を含めた
収入の合計額が 520 万円未満

(注 2) 同一世帯の方全員が、市民税非課税である被保険者(低所得者Ⅰ以外の方)。

(注 3) 同一世帯の方全員が、市民税非課税で、かつ、その世帯全員の各所得が 0 円(年金収入は
控除額を 80 万円として計算)となる被保険者。

(注 4) 市民税の課税所得が 690 万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者

(注 5) 市民税の課税所得が 380 万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者

(注 6) 市民税の課税所得が 145 万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者

(3) 入院時食事療養費・生活療養費

入院したときは、食事代等の負担があります。

なお、所得区分が「区分Ⅱ」及び「区分Ⅰ」に該当する方は、食事代等が軽減されます。入院の際には、区役所窓口で申請し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

ア 一般の病院：食事療養標準負担額を負担します。

所得区分		自己負担額	食費（1食あたり）
現役並み所得者		3割	460円
一般		1割	
区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者		3割または1割	260円
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	90日までの入院*1	1割	210円
	91日以上入院*1*2		160円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）			

*1 当該月を含めた過去12か月間で、「区分Ⅱ」の判定を受けている機関の入院日数。

*2 75歳になられた方や転入などにより新たに被保険者になった方は、それまで加入していた医療保険加入期間も対象となる。

イ 療養病床：生活療養標準負担額（食費と居住費）を負担します。

所得区分		自己負担額	医療の必要性の低い者		医療の必要性の高い者		指定難病患者	
			食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）
現役並み所得者		3割	460円 (420円 *4)	370円	460円 (420円 *4)	370円	260円	0円
一般		1割	210円		210円		210円	
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	90日までの入院*1				160円		160円	
	91日以上入院*1*2		160円					
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		130円	100円	0円	100円			
うち、老齢福祉年金受給者		100円				0円		
うち、境界層該当者*3								

*1 当該月を含めた過去12か月間で、「区分Ⅱ」の判定を受けている機関の入院日数。

*2 75歳になられた方や転入などにより新たに被保険者になった方は、それまで加入していた医療保険加入期間も対象となる。

*3 食費および居住費について1食100円、1日0円に減額されたとすれば、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を必要としない状態となる者。

*4 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合。